

2019（平成31）年2月

厚生労働省の「物価偽装」による生活保護基準引下げの撤回等を求める研究者共同声明の公表について

マスコミ 各位

（連絡先）〒604-8456 京都市中京区西ノ京壱ノ内町8-1

花園大学 社会福祉学部 教授 吉永 純

TEL 090-7762-1459（携帯） FAX 075-811-9664（代表）

毎月勤労統計問題に端を発し、厚生労働省の杜撰な作業が次々と明るみに出ていますが、同省は、生活保護の給付水準の決定に際して一段と悪質な意図的操作を行っています。私たちは、放置されてきたこの問題を今改めて社会に問うべく、研究者共同声明を作成し、現在賛同者を募っております。

今回の統計不正問題と2013年からの生活扶助費の引下げにおいて、共通して、厚労省が、公的統計は科学的に確立された「適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない」（統計法3条2項）という大原則をないがしろにしてきたことが明らかになっています。

生活保護制度の生活扶助基準は、2013年8月から2015年4月まで段階的に引き下げられましたが、削減率（最大10%）も総削減額（670億円）も史上最大でした。削減額の約9割を占める580億円は、物価の考慮によるものでしたが、これまで国は扶助基準の決定において物価を考慮したことは一度もなく、生活保護基準部会等審議会の意見を全く聞かずに独断で「生活扶助相当 CPI」という独自の消費者物価指数を使用して引き下げました。

この生活扶助基準引き下げに対して1000人を越す原告が全国29都道府県にて違憲訴訟を闘っているところですが、裁判でも厚労省の物価についての意図的操作が焦点となっています。

そこで私たちは、統計不正が問題となっている近時の状況をみると、同根ともいべき生活保護基準における物価偽装問題を再度多くの賛同者とともに明らかにしたいと考えております。ぜひ、取材・報道をお願いいたします。

【日時】2月27日（水）13時～ 記者会見 @厚生労働記者会

【内容】ミニ報告「統計不正と2013年生活扶助基準引下げの問題点」

上藤一郎（静岡大学教授）

【出席予定者】井上英夫（金沢大学名誉教授）、稻葉剛（立教大学特任准教授）、

笹沼弘志（静岡大学教授）、柴田武男（聖学院大学元教授）、吉永純（花園大学教授）

厚生労働省の「物価偽装」による生活保護基準引き下げの撤回等を求める研究者共同声明

1 毎月勤労統計問題以上に悪質な生活保護基準引き下げにおける「物価」の考慮

毎月勤労統計問題に端を発し、厚生労働省の杜撰な作業が次々と明るみに出ていますが、同省は、生活保護の給付水準の決定に際して一段と悪質な意図的操作を行っています。そこには、公的統計は、科学的に確立された「適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない」（統計法3条2項）という大原則を疎かにする同省の共通した姿勢がうかがえます。

2 厚生労働省が用いた「生活扶助相当 CPI（消費者物価指数）」の問題点

生活保護制度の生活扶助基準は、2013年8月から2015年4月まで段階的に引き下げられましたが、削減率（最大10%）も総削減額（670億円）も史上最大でした。

削減額の約9割を占める580億円は、物価の考慮によるものでした。1984年から採用されている生活扶助基準の改定方式（水準均衡方式）は、民間最終消費支出の伸びを勘案するものであり、物価を考慮したことは一度もありません。にもかかわらず、厚生労働省は、総務省統計局や社会保障審議会生活保護基準部会等の意見を全く聞かずに独断で「生活扶助相当 CPI」という独自の消費者物価指数を使用しました。

総務省統計局は、ラスパイレス方式という多くの国々で採用されている計算方式を採用しています。しかし、「生活扶助相当 CPI」は、2010年～2011年がラスパイレス方式、2008年～2010年がパーシェ方式という2つの異なる方式で算出され、計算方法がまったく異なる指数を比較し変化率を求めるという、統計処理としてありえない計算をしています。また、2010年を比較年としてパーシェ方式で計算すると下落率が大きくなります。

その結果、2008年～2011年の物価下落率は、ラスパイレス方式で計算されているCPI総合指数では2.35%なのに、「生活扶助相当 CPI」では2倍以上の4.78%と異常な乖離となっています。厚生労働省は、下落率を大きくするために敢えて前例のない独自の計算方式を作出したとしか考えられないのです。「物価偽装」ともいるべき統計の濫用です。

3 「物価偽装」によって生じている多くの低所得世帯の被害の回復が必要

「物価偽装」によって、200万人を超える生活保護利用者だけでなく、多くの低所得者が被害を被りました。生活保護基準がナショナル・ミニマムとして、就学援助制度や各種減免制度など47以上の低所得者施策に連動していることからすれば、被害の規模は毎月勤労統計を上回ると推測されます。

私たちは、「物価偽装」について第三者による検証に付すること、これを根拠とする生活扶助基準引き下げを撤回すること、不利益を受けた低所得者の被害回復の措置をとることを強く求めるものです。

呼びかけ人(五十音順)

井上英夫（金沢大学名誉教授／社会保障法）
上藤一郎（静岡大学教授／統計学）
笹沼弘志（静岡大学教授／憲法）
柴田武男（聖学院大学元教授／金融市場論）
布川日佐史（法政大学教授／公的扶助、社会保障論）
吉永純（花園大学教授／公的扶助論）

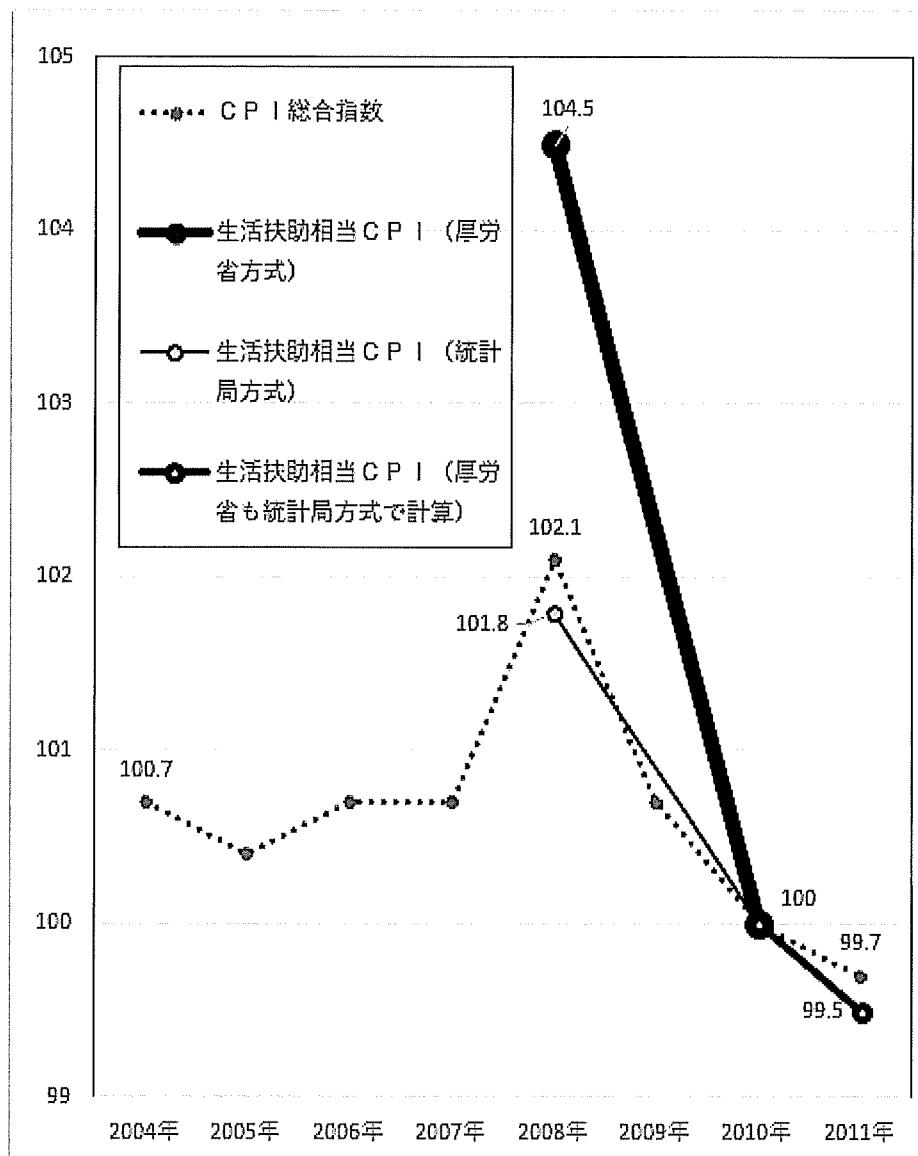
賛同者(順不同)

阿部敦（九州看護福祉大学・社会保障論）／伊藤周平（鹿児島大学・社会保障法）／井原哲人（白梅学園大学・児童福祉論）／井口克郎（神戸大学・社会保障）／井口秀作（愛媛大学・憲法）／磯野博（日本医療総合研究所（障害者政策）／稻正樹（国際基督教大学・憲法）／稻葉剛（立教大学大学院（居住福祉論）／稻葉奈々子（上智大学・社会学）／宇城輝人（関西大学・社会学・社会思想史）／永山茂樹（東海大学・憲法学）／塩崎賢明（神戸大学・住宅政策）／塩満卓（佛教大学・精神保健福祉）／横山壽一（佛教大学・社会福祉学部）／岡崎利治（川崎医療福祉大学・医療福祉学部医療福祉学科）／岡田健一郎（高知大学・憲法）／岡本祥浩（中京大学・居住福祉）／岡本多喜子（明治学院大学・社会福祉）／岡崎祐司（佛教大学・福祉・医療政策論）／加美嘉史（佛教大学・貧困問題研究）／河合克義（明治学院大学・社会福祉論）／河合隆平（金沢大学・障害者教育学）／垣内国光（明星大学・子ども家庭福祉）／角崎洋平（日本福祉大学・社会福祉政策論）／掛川直之（日本学術振興会・司法福祉学）／丸山亜子（宮崎大学・労働法）／岩佐和幸（高知大学・地域経済論）／岩崎晋也（法政大学・現代福祉学部）／岩田美香（法政大学・子ども家庭福祉・教育福祉論）／岩本健良（金沢大学・社会学）／菊地洋（岩手大学・憲法）／吉崎祥司（北海道教育大学・社会哲学）／吉田央（東京農工大学農学研究院（環境経済学（経済統計学）／玉村公二彦（奈良教育大学・特別支援教育）／金川めぐみ（和歌山大学・社会保障法）／桑畠洋一郎（山口大学・社会学）／堅田香緒里（法政大学・社会福祉学）／原口剛（神戸大学・人文学研究科・地理学）／原昌平（大阪府立大学・立命館大学・社会福祉学）／原田佳子（美作大学・生活科学部食物学科）／伍賀一道（金沢大学・社会政策論）／後藤広史（日本大学・社会福祉学）／後藤道夫（都留文科大学・社会哲学・現代社会論）／香山リカ（立教大学・現代心理学部臨床精神医学）／高田清恵（琉球大学・社会保障法）／高畑明尚（琉球大学国際地域創造学部・経済学・社会政策論・生活経済）／高木恒一（立教大学・社会学）／高木博史（岐阜経済大学・公的扶助論）／黒岩晴子（佛教大学・医療ソーシャルワーク）／今井伸（田園調布学園大学・行政福祉・公的扶助）／根岸弓（慶應義塾大学・児童福祉）／根森健（新潟大学・埼玉大学・憲法）／佐々木宏（広島大学・福祉社会学）／佐藤順子（佛教大学・社会福祉学）／佐藤和宏（東京大学・社会学）／嵯峨嘉子（大阪府立大学・社会福祉学）／砂脇恵（龍谷大学・公的扶助論）／桜井啓太（名古屋市立大学・公的扶助論）／三宅裕一郎（日本福祉大学・憲法学）／三輪隆（埼玉大学・憲法）／山田壮志郎（日本福祉大学・公的扶助論）／山内太郎（札幌国際大学短

期大学部・社会福祉学)／山本忠(立命館大学・(社会保障法))／山本かほり(愛知県立大学・社会学)／山野良一(沖縄大学・子ども福祉)／志賀信夫(長崎短期大学・児童福祉・公的扶助)／志藤修史(大谷大学・地域福祉論)／芝田英昭(立教大学・社会保障論)／若尾典子(佛教大学・憲法学)／朱然(北京理工大学・財政学)／小松浩(立命館大学・憲法学)／小川栄二(立命館大学・社会福祉援助技術論)／小沢修司(京都府立大学・社会政策学)／小尾晴美(名寄市立大学・社会政策論)／小淵港(愛媛大学・財政学)／小林武(沖縄大学・憲法学)／小澤薰(新潟県立大学・社会政策・社会保障論)／松崎喜良(神戸女子大学・公的扶助論)／松本伊智朗(北海道大学・教育学研究院)／松本一郎(大正大学・人間学部社会福祉学科)／松木宏史(滋賀短期大学・社会福祉学)／新井康友(佛教大学・社会福祉学部)／新倉修(青山学院大学・刑事法・国際人権法)／森茂(金沢大学・化学工学)／森山治(金沢大学・社会福祉論)／深井英喜(三重大学・経済学)／申惠手(青山学院大学・国際人権法)／清水雅彦(日本体育大学・憲法学)／清末愛砂(室蘭工業大学大学院・憲法・家族法)／青木紀(元北海道大学・ケア論・社会福祉学)／斎藤雅茂(日本福祉大学・社会福祉学部)／石倉康次(立命館大学・福祉社会学)／川崎航史郎(三重短期大学・社会保障法)／川野英二(大阪市立大学・社会学)／川崎孝明(尚絅大学短期大学部・社会福祉)／前原清隆((元)日本福祉大学・憲法)／前田達男(金沢大学・社会法)／曾我千春(金沢星稜大学・社会保障政策)／早川佐知子(広島国際大学・経営学)／村上博(広島修道大学・行政法)／村上慎司(金沢大学・社会保障論・経済哲学)／村澤真保呂(龍谷大学・社会学)／村瀬博(三重短期大学・社会福祉行財政論)／多田一路(立命館大学・憲法)／多田庶弘(神奈川工科大学・刑事法学)／大山小夜(金城学院大学・社会学)／大西広(慶應義塾大学・マルクス経済学)／大内裕和(中京大学・教育学・教育社会学)／大日方聰夫(日本大学・原子核物理学)／大澤真平(札幌学院大学・児童福祉論)／瀧澤仁唱(桃山学院大学・社会福祉法・障害法)／丹波史紀(立命館大学・社会福祉学)／池田和彦(筑紫女学園大学・社会保障・社会福祉)／池本薰規(佛教大学福祉教育開発センター・福祉教育)／竹信三恵子(和光大学・労働社会学)／中川律(埼玉大学・憲法学)／中島明子(和洋女子大学・居住学)／中野加奈子(大谷大学・社会福祉学)／中澤秀一(静岡県立大学短期大学部・社会保障論)／長友薰輝(三重短期大学・社会保障論)／鳥山まどか(北海道大学・教育福祉論)／鳥畠与一(静岡大学・国際金融論)／田中明彦(龍谷大学・社会保障法)／田中純一(北陸学院大学・災害社会学)／田中智子(佛教大学・社会福祉学)／田中武士(三重短期大学・社会福祉学)／田尾直樹(立命館大学・産業社会学部人間福祉専攻)／田邊浩(金沢大学・社会学)／嶋田佳広(佛教大学・社会保障法)／藤井伸生(京都華頂大学・現代家政学科・社会福祉原論)／藤岡惇(立命館大学・経済学)／藤松素子(佛教大学・社会福祉論)／藤田孝典(聖学院大学・社会福祉学・公的扶助論)／藤澤宏樹(大阪経済大学・憲法)／日田剛(九州保健福祉大学・社会福祉学部)／馬場啓丞(三重短期大学・民法)／梅田康夫(金沢大学・日本法制史)／萩沢友一(西南学院大学・地域福祉論)／白藤博行(専修大学・行政法学)／板倉香子(洗足こども短期大学・社会福祉学)／尾崎恭一(東京薬科大学・生命倫理)／浜岡政好(佛教大学・社会学)／武井寛(甲南大学・労働法)／武内一(佛教大学・社

会福祉学部)／福地潮人(中部学院大学・福祉ガバナンス論)／福島利夫(専修大学・経済統計学)／片平冽彦(東洋大学大学院福祉デザイン研究科・社会福祉学)／豊島明子(南山大学・行政法学)／北村香織(三重短期大学・社会福祉学)／牧野忠康(日本福祉大学・保健医療福祉学)／堀場純矢(日本福祉大学・社会福祉学)／木下光生(奈良大学・歴史学)／木下武徳(立教大学・社会福祉政策)／友常勉(東京外国語大学・日本思想史)／鈴木宗徳(法政大学・社会学)／鈴木勉(佛教大学・福祉政策論)／鈴木靜(愛媛大学・社会保障法)／脇山園恵(秋田看護福祉大学・公的扶助・社会保障論)／脇田愉司(津市立三重短期大学・公的扶助論ほか)／脇田滋(龍谷大学・労働法・社会保障法)／濱畠芳和(立正大学・社会保障法・権利擁護論)／高木佳世子(筑紫女学園大学・公的扶助論)／高木和美(岐阜大学・社会福祉学)／安原陽平(沖縄国際大学・教育法学・憲法学)

以上164名



(6)

【記者会見資料】生活保護基準は市民生活を下支えしている「岩盤」

生活保護基準は、ナショナルミニマムとして、就学援助等の低所得施策の利用条件の目安となっています（47制度に影響）。また最低賃金は生活保護基準を上回らなければなりません（最賃法9条3項）。

3

生活保護が引き下げられても 当事者だけの問題でしょ？

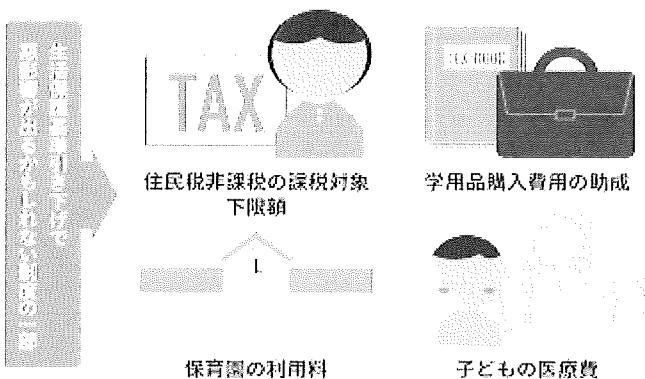
いいえ。あなたや私にも悪影響があります。

生活保護基準はさまざまな制度の基準の参考にされており、厚生労働省は、
生活保護基準を引き下げるとき少なくとも30の制度に影響が出る可能性がある
と言っています（注2）。

例えば、今まで住民税が非課税とされていた人が課税対象となるよう
になるかもしれません。また、最低賃金も生活保護の基準を参考としている
ので、引き上げが遅れるかもしれません。

生活保護基準の引き下げは、制度を利用している人だけでなく、もっと多
くの人に悪影響を与える可能性があります。

注2：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku/0000153519_00930.pdf



あなたや私の生活にも関係する問題です。

(出所) もやい「みんなで貧しくなりたいですか 生活保護引下げQAパンフレット」

住民税の賦課基準、最低賃金と連動し、低所得層だけでなく多くの国民に影響

・・・・・地盤が沈めば、国民全体の生活も苦しくなる

＜生活保護基準に合わせて給付基準を決めている制度＞

- ・中国残留邦人等に対する支援給付
- ・ハンセン病療養所入所者の家族への生活援護費
- ・ハンセン病療養所に入所していない患者、回復者への給与金

＜生活保護基準を指標にして適用基準を決めていることがある制度＞ 主なもの

- ・就学援助（市町村ごと）
- ・生活福祉資金の貸し付け（都道府県社会福祉協議会ごと）
- ・無料低額診療事業（医療機関ごと）
- ・国民健康保険の保険料・自己負担額の申請減免（市町村ごと）
- ・後期高齢者医療の保険料自己負担の申請減免（広域連合ごと）
- ・高校生の奨学金（都道府県ごと）　　・大学の授業料・入学金の減免（大学ごと）
- ・民事法律扶助の利用

＜境界層の負担を軽減するしきみがある制度＞ 主なもの

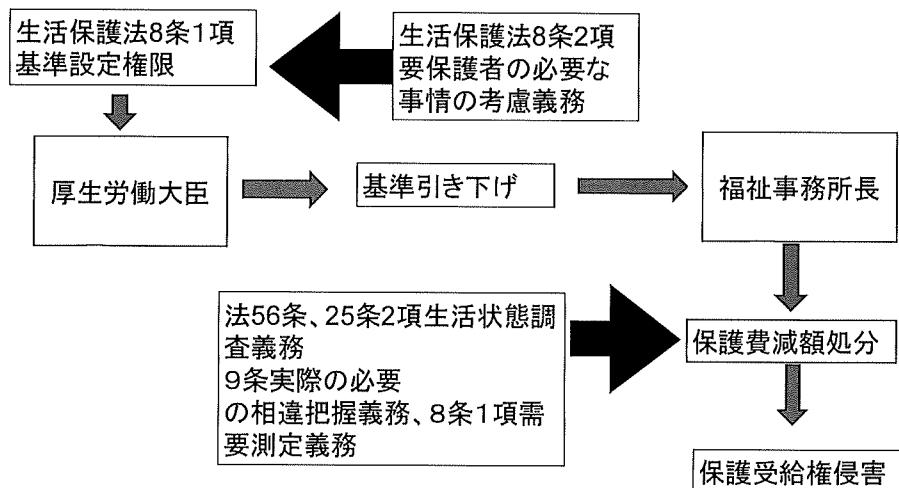
- ・介護保険の保険料区分
- ・介護保険施設に入所中の食費・居住費（負担限度額の区分）
- ・高額介護サービス費制度（負担上限額の区分）
- ・障害者・障害児・難病患者向けの福祉サービス・補装具・日常生活用具の利用
(負担上限額の区分)
- ・障害者の自立支援医療（負担上限額の区分）
- ・難病・小児慢性特定疾患の医療、日常生活用具の利用（負担限度額）

＜住民税が非課税かどうかで負担額・給付額などを線引きしている制度＞ 主なもの

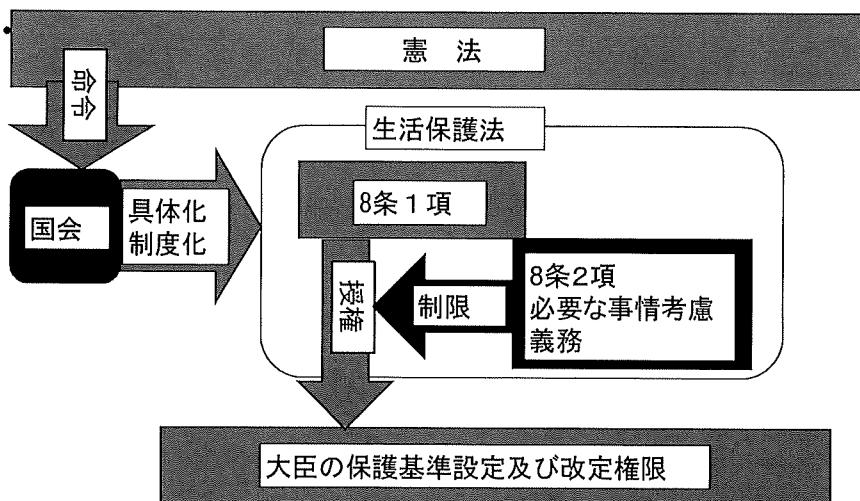
- ・医療保険の高額療養費制度（負担限度額の区分）
- ・入院中の食事療養費・生活療養費（標準負担額の区分）
- ・高額医療・高額介護合算療養費制度（負担限度額の区分）
- ・社会福祉法人による介護保険サービスの負担額（軽減の要件）
- ・養護老人ホームへの入所（対象になるかどうかの基準）
- ・未熟児養育医療（負担限度額の区分）
- ・保育料（徴収金の区分）　　・幼稚園の就園奨励費補助金（補助限度額の区分）
- ・母子生活支援施設、児童入所施設の利用（徴収金の区分）
- ・ひとり親家庭への日常生活支援事業（利用料の区分）
- ・ひとり親世帯の教育訓練・高等職業訓練の給付金（支給額の区分）
- ・NHK受信料の免除（障害者のいる世帯の場合の基準）

（作成）原 昌平氏（大阪府立大学・立命館大学 社会福祉学）

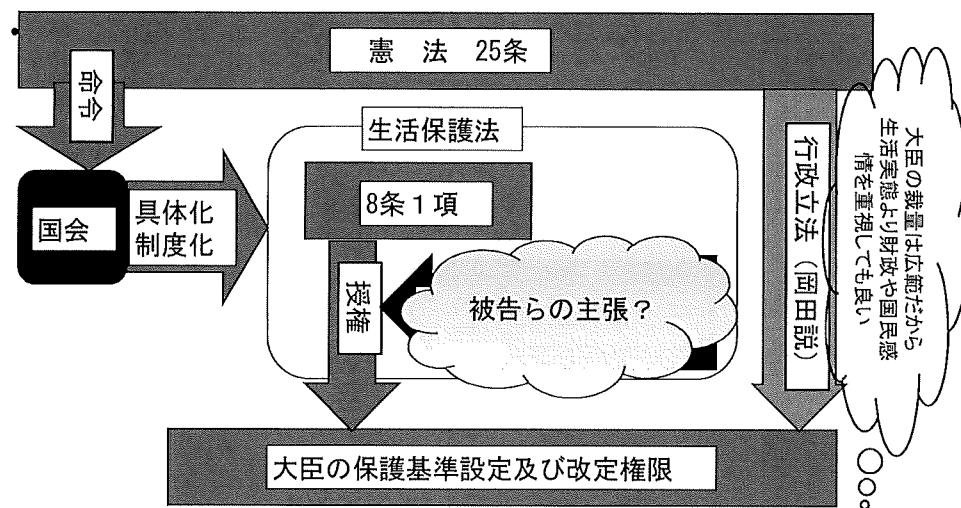
本件処分の違法性の構造



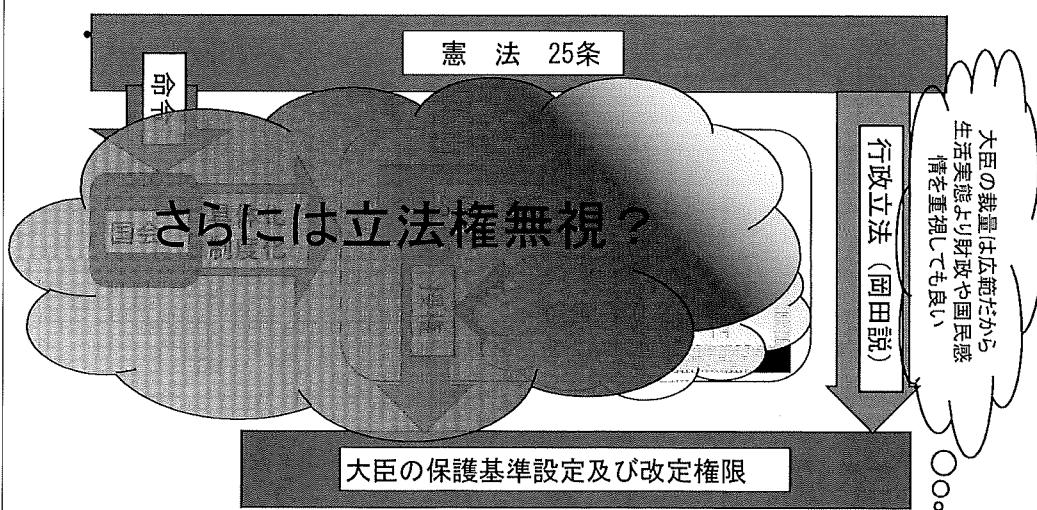
規範論の争点～生活保護法 8条2項



被告等～生活保護法・立法権の無視



被告等～生活保護法・立法権の無視



物価偽装による生活保護基準引き下げと生活保護費減額何が問題か～憲法と生活保護法から
笹沼弘志（静岡大学教授・憲法学）

1. 大臣には生活困窮者一般の「必要な事情」を考慮する義務がある。

(1) 国など被告側の主張は完全な間違い。生活保護法8条2項無視である。

被告側（各自治体や国）は憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」という概念は抽象的で相対的であるから、「最低生活」を保障する「保護の基準」を決定する厚生労働大臣の裁量権は広範であると主張している。

これは憲法25条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する責務にこたえ国会が制定した生活保護法8条2項を無視する暴挙である。

(2) 保護基準を設定・改定する場合には、大臣は「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮」しなければならない義務を負っている。

生活保護基準を定める大臣の権限は生活保護法8条1項によって与えられたものにすぎない。しかも、その権限は8条2項によって厳しく制限されている。大臣は保護基準を設定する際には、要保護者（生活困窮者一般）の「年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮」する義務を負っている。この「必要な事情」を把握しないで保護基準を設定することは違法である。

「保護の種類」とは11条以下に定められている生活扶助、住宅扶助、医療扶助などの各扶助。この各扶助ごとに「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮」して「基準」を設定しなければならない。住宅扶助は公営住宅の家賃に合わせて決められており、大臣に裁量権はほとんどない。医療扶助は医療保険の水準に合わせられているので裁量権は全くない。生活扶助についても、世帯毎に決められる2類は光熱水費など公共料金を含むものであるし、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮」に当てはめて具体的に考えれば分かるよう広範な裁量があるとは言えない。

従って、基準設定における大臣の裁量権は広範だというのは完全に法を曲解したもの、いや8条2項の無視である。国会が制定した法律を無視するというのは憲法を蔑ろにするものであり、三権分立を侵すものであって、立憲主義に反する。

2. 各自治体（福祉事務所）には個々の生活保護利用者の個別的な必要を考慮する義務がある。

(1) 個々の生活保護利用者に保護を支給する場合の福祉事務所の義務

各自治体が個々の生活保護利用者の保護費を決定する際には大臣が定めた保護の基準を用いて個々の生活保護利用者の「需要」を客観的に測定しなければならない（8条1項）。またその際に、個々の生活保護利用者の実際の必要の相違を考慮しなければならない義務を負う（9条）。

(2) 保護費を減額するなど保護の変更を行う場合の福祉事務所の義務

保護の変更（減額）を行う際には、先ず個々の生活保護利用者の「生活状態を調査」する義務がある（25条2項）。そもそも減額する場合には正当な理由が必要（56条）。

2013年からの保護基準引き下げによる保護費減額処分において、各地の福祉事務所は上の二つの義務を履行していない。正当な理由どころか違法ばかり。

結論 大臣は8条2項の必要な事情考慮義務を無視して、保護基準を引き下げたからそもそも8条2項に違反している。各地の福祉事務所には生活保護利用者の生活状態を調査せず、実際の必要の相違を考慮していないという二重の違法がある。大臣と各地の福祉事務所における二重三重の違法によって、しかも物価を偽装してまで行われた生活保護費の減額が違法であるのは火を見るよりも明らか。

生活保護法（抜粋）

第八条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

（必要即応の原則）

第九条 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

。第二十五条 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。

第十一条 保護の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活扶助、二 教育扶助、三 住宅扶助、四 医療扶助、五 介護扶助、六 出産扶助、七 生業扶助、八 葬祭扶助

違法性の判断基準について

憲法25条

- 1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2項 国は、…社会福祉…の向上及び増進に努めなければならない。

生活保護法8条

- 1項 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし…行うものとする。

国の主張

何が「健康で文化的な最低限度の生活」であるかは、厚生労働大臣の合目的的裁量に委ねられている
(=自由にどのように決めてよい)

原告の主張

大臣の裁量は生活保護法8条と関連規定による委任によって条件づけられた範囲に限定される

条件1 いたん具体化された給付水準を引き下げるには合理的な理由を説明しなければならない (事実上の立証責任の転換)

- 社会権規約11条1項「締約国は、…相当な生活水準についての…不断の改善についてのすべての者の権利を認める。」
- 生活保護法8条2項「前項の基準は、…最低限度の生活の需要を満たすに十分なもの…でなければならない。」

違反 史上最大の引き下げにもかかわらず、計算過程のデータは廃棄した、など合理的な理由を説明せず再検証不能

条件2 法定考慮事項を考慮しなければならず、不可考慮事項を考慮してはならない

- 生活保護法8条9条は、要保護者の年齢、世帯構成、所在地域、健康状態等の事情を考慮して、「生活上の需要(ニーズ)」を確実に満たす基準を設定するよう義務付けている。
- 一方、生活外要素(国家財政、国民感情など)の考慮は否定。

違反 10%削減の結論が先にありきで国家財政、一部の国民感情、与党の選挙公約を考慮し、要保護者の生活上の需要を満たすかどうかは考慮せず。

条件3 専門家による審議会の意見に基づかなければならぬ

- 「保護の基準は飽くまで合理的な基礎資料によって算定するべく、…合理的な基礎資料は社会保障制度審議会の…調査研究の完了によって得られるべきことを説明し、かつ、社会事業審議会に部会を設け実際の運用に当たりその趣旨を生かすことを説明して了解を得た」(厚生省保護課長小山進次郎「生活保護法の解説と運用」168頁)

違反 基準部会に無断で、その数値を2分の1にしたりデフレを考慮するなどしている。

平成25年の基準改定は、条件1・2・3にすべて違反しており違法

=老齢加算廃止に関する最高裁平成24年4月2日判決の基準からも違法

「判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否かの観点から、統計等の客観的数値との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無について審査されるべき」

「ゆがみ調整」とは？

所得下位10%層(所得階級第1・十分位層)の消費実態と生活扶助基準を生活保護基準部会で比較・検証した結果を踏まえ、年齢・世帯人員・地域差による影響を調整

年間削減額約670億円のうち、約90億円を占める根拠

(ちなみに、残り約580億円も大問題の「デフレ調整」が根拠)

問題点1 【所得下位10%層】(第1・十分位層)を比較・均衡の対象にしている

1 所得下位10%層(第1・十分位層)と均衡させる方式で生活扶助基準が改定されたことはない

現行の改定方式(S59年～)＝「水準均衡方式」

平均的世帯(一般勤労者世帯)の消費水準の6～7割で保護基準を均衡させようとする方式

所得下位10%層等の低所得世帯と均衡させるという方式では全くない

※H15年検証で初めて比較対象とされ生活扶助基準の方が高かったが、「その水準は基本的に妥当」と判断されている！

2 所得下位10%層(第1・十分位層)との均衡では基準が際限なく下がるなど極めて不合理

生活保護捕捉率(生活保護を利用する資格のある人のうち、実際に利用している人が占める割合) → たった2割程度！

所得下位10%層(第1・十分位層)には、保護基準以下の生活に耐えている世帯が極めて多数含まれる！

→ こんな層と比較したら、保護基準の方が高いに決まっている。

むしろ、「健康で文化的な最低限度の生活」を営めていない世帯が生活保護から漏れてしまっている
という憲法問題。この問題を無視して、保護基準の方を引き下げるというのは本末転倒。

→ 所得下位10%層を比較対象とすると、保護基準は際限なく下がる。

3 所得下位10%層(第1・十分位層)との均衡では本来あるべき絶対水準を割るおそれあり

所得下位10%層(第1・十分位層) → その大部分がOECD基準の相対的貧困線以下

「健康で文化的な最低限度の生活」を営める水準という本来あるべき絶対水準を考慮せず、所得下位10%層という最貧困層と均衡させるのは、憲法の趣旨に反する。【H29基準部会報告書(27頁)も懸念を表明】

問題点2 基準部会検証の「増額」部分を政府が無断で2分の1に

基準部会検証の結果、「増額」とされた部分について、政府が無断で2分の1にしている！

- 厚労省幹部が内閣官房副長官に示した『取扱厳重注意文書』から発覚(北海道新聞が情報公開請求により入手)
- 政府は、「激変緩和」を理由としているが、減額分のみならず増額分も無断で2分の1にしており、理由になっていない

結果、「増額」となるはずだった世帯も、「デフレ調整」の影響で「減額」になることに

『取扱厳重注意文書』に見る具体例

世帯類型	①現行基準額を適用した場合の平均値	②検証結果を完全に反映した場合の平均値	検証結果の影響 (②/①)	無断圧縮		③無断見直し後基準額を適用した場合の平均値	検証結果の影響 (③/①)
				→	→		
高齢単身	約7.3万円	約7.7万円	105%【増額】			約7.1万円	97%【減額】
高齢夫婦	約10.6万円	約10.8万円	102%【増額】			約10.3万円	97%【減額】

「増額」世帯も、「減額」世帯に！

「デフレ調整」の問題点

平成20年から平成23年にかけて「物価」が4.78%下落しているとして、生活保護費を約580億円分引き下げ

手続き上の問題点

生活保護基準の検証にあたって物価を考慮するのは史上初のことなのに専門家（生活保護基準部会）に諮ることなく厚生労働省が独断で採用

内容上の問題点

総合物価指数（CPI）の下落率は2.35%なのに、生活保護世帯はその倍以上（4.78%）もデフレの効果があるというあり得ない数値

← 「生活扶助相当CPI」による物価偽装

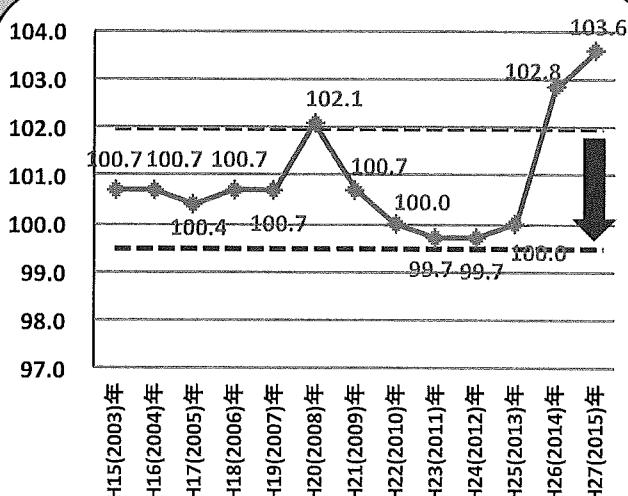
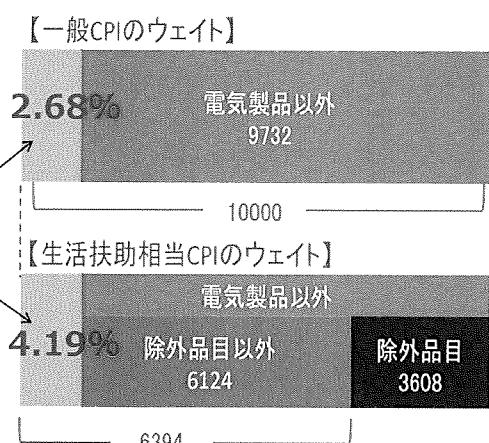
問題点① 国際基準から逸脱した誤った計算方法

- 総務省統計局は戦後一貫して国際基準に則った「ラスパイレス算式」を使用
- 生活扶助相当CPIは、時期によって「パーシェ算式」(08→10)と「ラスパイレス算式」(10→11)という異なる算式をミックスするという禁じ手

品目	10年ウェイト×08年指數			2010年ウェイト			10年ウェイト×11年指數								
	79	×	103.8	=	7681	79	×	100	=	7900	79	×	100.2	=	7915
パン	79	×	103.8	=	7681	79	×	100	=	7900	79	×	100.2	=	7915
ゆでうどん	10	×	99.6	=	996	10	×	100	=	1000	10	×	100.1	=	1001
干しうどん	8	×	96.4	=	771	8	×	100	=	800	8	×	100.3	=	802
	パーシェ指數						ラスパイレス指數								
合計					1045000					1000000					995000

問題点②生活保護世帯の消費実態から乖離した消費構造を前提に計算

- 品目によって物価の動向は異なり一般世帯と生活保護世帯では消費構造が異なるのに、生活保護世帯の消費実態に関する「社会保障生計調査」のデータを利用しなかった
- 一般世帯の消費支出から生活扶助で支出しない品目（医療費、NHK受信料など）を控除した結果、物価下落率の高い電化製品の占めるウエイトが一般世帯（2.68%）の1.5倍以上（4.19%）に増幅



問題点③平成20年を起点としたため下落率が増幅

- 「前回見直し意向の物価動向を勘案」するのであれば、前回生活保護基準が引き下げられた平成16年を起点とすべき
- 平成20年は原油高による光熱費の高騰を理由に基準引き下げが見送られた年
- なのに、異常に物価が高騰した平成20年を起点としたのは恣意的

2018年度予算案における生活扶助基準見直しの問題点

生活扶助基準見直しの内容

平均1.8%・最大5% 基準引き下げ【年160億円削減】 ⇒ 18年10月～3年間で段階実施
7割の世帯で減額、都市部の夫婦子2人・高齢単身世帯等で約5%の減額！

前例ない大幅引き下げ含め2004年から相次ぐ減額に耐えがたい追い打ち

生活扶助費の推移 (1級地1、各種加算あり)	2004年	2012年	2015年	2020年 今回の引き下げ終了後	減額金額	減額割合
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、小中学生)		220,050円	205,270円	196,010円	24,040円	-10.9%
母子世帯 (40代母、小中学生)		212,720円	199,840円	190,490円	22,230円	-10.5%
高齢単身世帯 (75歳)	93,850円	75,770円	74,630円	70,900円	22,950円	-24.5%

問題点1 【所得下位10%層】(第1・十分位層)を比較・均衡の対象としている

1 所得下位10%層(第1-十分位層)と均衡させる方式で生活扶助基準が改定されたことはない

現行の改定方式(559年～)＝「水準均衡方式」

平均的世帯(一般勤労者世帯)の消費水準の6~7割で保護基準を均衡させようとする方式

所得下位10%層等の低所得世帯と均衡させるという方式では全くない

※H15年検証で初めて比較対象とされ生活扶助基準の方が高かったが、「その水準は基本的に妥当」と判断されている。

2 所得下位10%層(第1・十分位層)との均衡では基準が際限なく下がるなど極めて不合理

生活保護捕捉率(保護基準以下の収入の世帯のうち、保護を利用している世帯が占める割合) ➡ たった2割程度!

所得下位10%層(第1・十分位層)には、保護基準以下の生活に耐えている世帯が極めて多数含まれる。

→ こんな層と比較したら、保護基準の方が高いに決まっている。

むしろ、「健康で文化的な最低限度の生活」を営めていない世帯が生活保護から漏れてしまっている

という憲法問題。この問題を無視して、保護基準の方を引き下げるというのは本末転倒

3 所得下位10%層(第1十 分位層)との均衡では本来あるべき絶対水準を割るおそれあり

所得下位10%層(第1十分位層) ➡ その大部分がOECD基準の相対的貧困線以下

「健康で文化的な最低限度の生活」を営める水準という本来あるべき絶対水準を考慮せず、所得下位10%層という最貧困層と均衡させるのは、憲法の趣旨に反する。【H29基準部会報告書(27頁)は懸念を表明】

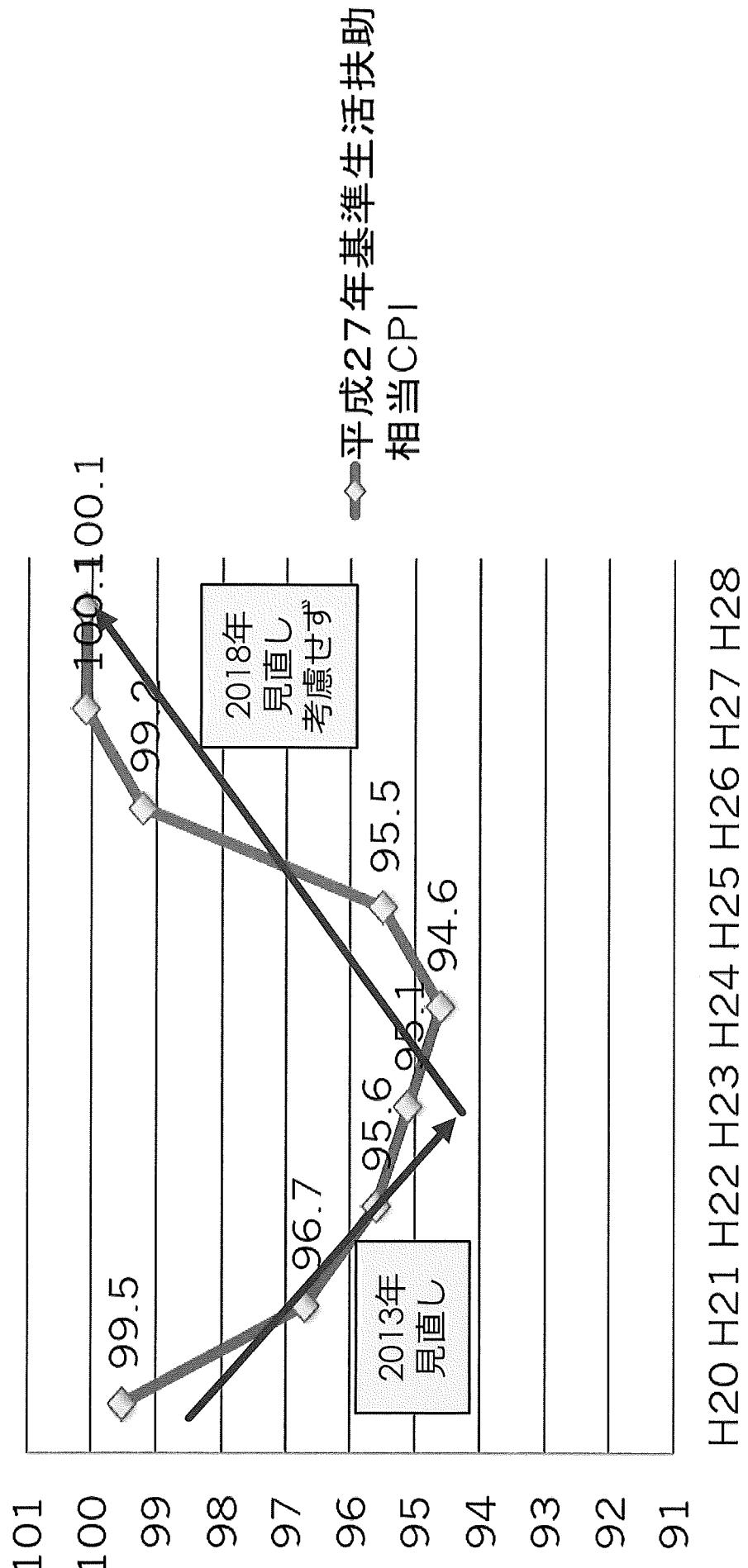
問題点2 子どもの貧困対策【貧困の連鎖解消】に逆行

延べ35万人の子どもが不利益を被る

→ 児童養育加算(3歳未満) 月1.5万円→1万円 → 2.2万人の子どもに影響

→ 母子加算 平均月2.1万円→1.7万円 → 13.7万人の子どもに影響

→ 学習支援費 高校生・月5150円→実費支給(クラブ活動) → 18.9万人の子どもに影響



【図表3】

公的扶助主要指標の各国比較

国	①貧困率	②保護率 (②/①)	捕撃率 (②/①)	③貯金 ④自動車	扶養義務	公的扶助給付額 対GDP比
ドイツ	9.5%	9.5%	100%	③3100€～9900€ ④動ける場合は可	未婚の未成年(18歳)子に対する実親の扶養義務が中心	1.13%
フランス	8.0%	11%	139.4%	③聞わない。④既に保有している自動車は可	配偶者間、および未成年の子を抱える親	1.17%
スペイン	9.2%	4.2%	47.8%	③特になし。④業務上必要であれば可	配偶者間及び未成年(18歳未満)又は就学中は21歳未満の子に対する父母	2.3%
イギリス	10.9%	0.67%～ 6.74%	61.8% (住宅手当)	③16000£ ④可	配偶者間 未成年の子に対する親の義務	3.38%
アメリカ	16.8%		TANF(貧困家庭一時扶助):1.0% SNAP(補足的栄養支援プログラム):12.9% SSI(補足的所得保障):2.5%	76.7% (SNAP) 貧困基準では、 TANF:32.4% SNAP:87.2% SSI:64.1%	多くの州では、夫婦間及び未成年の子に対する義務 ④ TANF:世帯のすべての車・大人の人数分・運転免許所持者数の所有を認める17州、世帯で1台のみ認める10州、車の評価額で制限をする州など。	TANF:0.166% SNAP:0.351% SSI:0.288%
韓国	13.8%		3.2%	23.2%	それぞれ既定の計算方式に基づき所得に換算し、所得認定額に含める。	①夫婦間、②1親等の直系血族、1親等の直系血族の配偶者(未成年子に対する父母を含む) 0.30%
日本	15.6%		1.68%	10.8% (生活保護基準比 22.9%)	③貯蓄は原則収入認定 ④障害者等除き原則不可	扶養義務者は、配偶者間、親子間、兄弟姉妹間、及び家裁が扶養義務を認めた3親等内の親族 0.66% (生活保護費総額 0.21% (生活扶助費のみ)

(出所) 生活保護問題対策全国会議編 (2018) 「生活保護法」から「生活保障法」へ』 明石書店、p.90-91